

静岡県協組  
砕石業

# 県産品使用徹底を要望 解体、産廃3団体連名で

静岡県砕石業協同組合(立岩康男理事長)は3月11日、県交通基盤部長および県くらし・環境部長に対し、「鉄鋼スラッグの取扱いに係る要望書」を提出した。県解体工業協会および県産業廃棄物処理協同組合との3団体の連名により、県発注工事における県産品の建設資材(骨材、砕石、再生砕石等)の使用徹底を最優先に取り組みことを

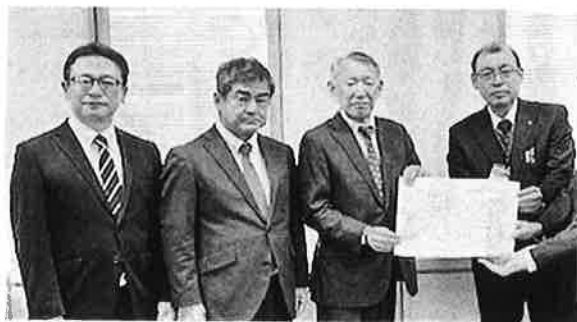
求めた。3団体での県への要望は初めてである。県内は公共事業の縮小により砕石等建設資材の出荷量が減少し、市街地での解体工事増加や建設発生土活用促進の影響により原材料全般が供給過多となり、とりわけ再生砕石は首都圏で処理しきれない大量の廃コンクリート(がれき類)が県内に流入し滞留傾向にある。県内の一部砕石事業

者は鉄鋼スラッグを取り入れているが、現状は再生下層路盤材等の原材料の一部など限定的な使用にとどまっている。鉄鋼メーカーが鉄鋼スラッグ単体を県の道路用砕石(下層路盤材)としての使用を模索する動きがあり、他県産の鉄鋼スラッグの進出は県内産建設資材の一層の需要低下や地場企業の経営悪化を招き、地域経

済の安定や成長を阻害することになるため、県産品の使用徹底が不可欠とする。3団体はこれまでも県への要望活動を展開しており、砕石組合は災害発生時の復旧対応を担う事業者の健全経営が保たれるように平時からの予算措置を要望。かりに鉄鋼スラッグが県内に参入した場合に安価での販売が想定され、砕石は太刀打ちできなくなるといふ。今回の要望において県産品の使用徹底に向けた検討例として、土木工事共通仕様書(交通基盤部監修)1-1-47「県産品

の使用」1「県産品とは、原則として、県内で最終工程が施されている木材を除く建設資材等をいう」箇所について追記し、「建設資材等(県内

で発生した骨材、砕石や再生砕石を含む)をいう」とすることや、県リサイクル認定製品の一層の活用を提示。今後、かりに鉄鋼スラッグが道路用砕石として承認された場合も、鉄鋼スラッグ単体の活用は採石資源の枯渇地域や採石場からの遠隔地で他に代替策がない場合等に限定するよう求めた。



右から県道路保全課の川口貴弘課長、立岩理事長、梅原義隆産廃組合理事長、海野幸男解体協会理事長

砕石として承認された場合も、鉄鋼スラッグ単体の活用は採石資源の枯渇地域や採石場からの遠隔地で他に代替策がない場合等に限定するよう求めた。